

第2回東京都税制調査会

平成14年11月20日(水)18:16～19:42

都庁第一本庁舎33階特別会議室S6

【神野会長】 それでは、既に遅れる旨ご連絡をいただいている委員の方々を除きますと、皆様お揃いですので、ただいまから平成14年度第2回目の東京都の税制調査会を開催したいと存じます。

本日は、皆様お忙しい中を、また夜分遅くご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

この東京都税制調査会では、本年度の第1回目の調査会で、今年度検討いたします検討事項についてご確認をいただいたあと、小委員会において本年度の東京都税制調査会の答申を作成すべく検討を重ねてまいりました。この小委員会での議論を取りまとめて、私どもの税制調査会のほうに提言すべき内容としておまとめいただいた答申(案)として作成をいただいております。

本日の総会に先立ちまして、あらかじめ委員の皆様方のお手元には、事務局から答申(案)を送付させていただいているかと思っております。本日の主要なテーマは、この答申(案)に基づいてご審議をいただきたくお願いしたいと存じております。

なお、本日の審議を踏まえまして、答申(案)を再度見直した上、次回の総会にお計りし、最終的にご承認をいただければと思っておりますので、ご協力いただければと思っております。また、知事に最終的にとりまとめた答申を、本年度の答申としてお渡ししたいと考えております。

それでは、お手元に14年度第2回の東京都税制調査会の議事次第があるかと思っておりますが、まず2番目に新任委員の紹介というところがあるかと思っております。議事に入ります前に、この調査会の委員の交代がございましたので、事務局からご紹介をいただく手はずになっておりましたけれども、ご就任いただきました新任の委員の方が少し遅れていらっしゃるというご連絡をいただいておりますので、紹介のほうは後ほどさせていただくことにしたいと思います。

それでは、早速議事のほうに入りたいと思っております。

議事に入ります前に、税制調査会の運営要綱の第2の5によりまして、これ以降の議事は非公開にさせていただきたいと思っておりますが、もしもご異議がなければ、そのようにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきます。ご退席いただければと思っております。

それでは、これ以降の議事は非公開とさせていただきます。

お手元の議事次第に則りまして、まず初めに平成14年度東京都税制調査会答申(案)の説明に入らせていただきます。

事務局からご説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【税制部長】 それでは、私からご説明させていただきます。

本日は東京都税制調査会の答申（案）についてご審議いただきます。お手元に答申（案）と答申概要をお配りしておりますが、本日は答申概要に沿いましてご説明を申し上げたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

最初に全体の構成を申し上げますと、冒頭に「はじめに」という前文がございます、そのあと2つの章で構成されております。第1章は「都市再生のための税制のあり方」、第2章は「自主自立の税財政制度の確立」というタイトルになっております。早速、内容についてご説明を申し上げます。

まず、「はじめに」についてでございますが、当調査会の目的でもございます地方主権の時代にふさわしい税財政制度を確立することは、活力ある地域社会の実現や我が国経済社会の発展にとって不可欠であります。当調査会の提案にもかかわらず、国から地方への税源移譲の実現は遅々として進んでおらず、それが都市の魅力や活力向上の阻害要因となっている現状がございます。

そのような現状に鑑みまして、今年度の答申のねらいの第1は、これまでの提言との重複をいとわずに、税源移譲の必要など、真の地方主権を確立するための税財政制度改革について、改めてその意義を述べることでございます。

ねらいの第2でございますが、国対地方、大都市対地方という対立軸で、地方税財政制度改革の意義をとらえてはならないというメッセージを発することでございます。

続きまして、第1章の「都市再生のための税制のあり方」についてでございます。

まず、大きな1番が「求められる大都市東京の再生」であり、ここでは都市の再生及び東京の再生の意義について言及しております。東京は従来から存在している大都市問題を克服できないまま、都市としての求心力を失いかけており、都市再生を図ることが不可欠な要件となっております。今こそ東京は、多機能で複合的な魅力を持つ人間本位の都市として再構築を図る必要があり、東京の再生なくして日本の再生はあり得ないとしております。

次に、大きな2番が「目指すべき東京の都市像とその実現のために」であり、(1)では東京再生のあるべき姿として、活力、環境、文化、安全などのバランスのとれた都市づくりをを目指すべきであることを、また(2)では、その実現を図るために大都市特有の財政需要に的確に応えていく必要があるとして、「都市づくりビジョン」の理念に沿った戦略的な都市経営を展開する必要があること、及び他の自治体、民間、都民との連携や協力関係を深めていくことが重要であるとしております。

次に、大きな3番が「都市再生と税制のあり方」であり、第1章の中核となる部分でございます。

(1)の都市再生と税制の基本的役割では、税制の最も基本的な機能が財政需要を賄うための財源調達手段とした上で、税制の政策誘導手段としての役割は、財源調達手段である税制の副次的機能ではあるが、その現代的意義は重要性を増しているとしております。そして都市づくりを効果的に支援するためには、政策誘導手段としての税制を戦略的、弾力的に活用することも有効であるとしております。

(2)の都市再生に資する税財源の確保は、財源調達手段としての税制のあり方に関する各論部分でございます、 から の3点にわたって整理をしております。

では国から地方への税源移譲の必要性を、 では大都市税源の拡充と安定確保として、ここでは

地方交付税制度の見直しをはじめ、事業所税の拡充や道路財源の充実など、地方の財源拡充と安定確保を図る必要性について具体的に言及しております。

が真の課税自主権の確立であり、「歳出の自治」はもとより、「歳入の自治」を確立することが重要であるとの認識を示しております。

次の(3)では都市再生に資する政策支援税制の活用として、都市環境、安全・安心など、ほぼ「都市づくりビジョン」に沿った5つの分野ごとに、東京を魅力ある都市として再生するための政策支援税制の活用策について述べております。

例として の都市環境では、昨年度の答申でご提言いただいた地球温暖化対策税の導入や、産業廃棄物税、大型ディーゼル車高速道路利用税などを盛り込んでおります。以下、それぞれの分野における政策支援税制に関するメニューを示しております。

大きな4番が「地方との共生関係の上に成り立つ都市再生」であり、東京における都市再生は、それと引きかえに地方の衰退を招くものではなく、地方との共生関係の上に成り立つものであるとし、今こそ全国の自治体が自主自立の税財政制度の構築に向けて連携を深めていくことが必要であるとして、この章の結びとしております。

続きまして、第2章の「自主自立の税財政制度の確立」についてでございます。

大きな1番が「『地方主権』確立の意義」であり、活力ある日本社会を形づけるためのキーワードが地方主権であるとし、真の地方自治の実現が地域の再生・日本の再生につながるものであるとしております。

大きな2番が「遅々として進まない税源移譲」であり、(1)では税源移譲なくして地方主権の確立はあり得ないとして、改めてその重要性を強調しておりますが、(2)にありますように、税源移譲を中心にご提言いただいた当調査会の平成12年度答申後も、国の対応は遅く、依然として小手先の改革論議に終始しているという現実があるわけでございます。

大きな3番の「地方税財政制度の改革の基本的方向」では、国と地方の税源配分のあるべき姿を改めて整理してありまして、(1)では税源移譲の原資は、国庫補助負担金、地方交付税の見直しにより確保すべきであり、税源移譲とあわせた三位一体の改革が必要であるとしております。

(2)では国庫支出金制度の改革として、国庫補助金は原則廃止または縮減して税源移譲の原資とすべきこと、国庫負担金は真に国が負担すべきものに限定すべきこととしております。さらにスリムな政府実現や財政再建の名目のもとに、財源の手当てなしに地方に負担を転嫁するような国庫負担金等の削減は行うべきではないとしております。

(3)では地方交付税制度の改革として、大部分の地方自治体が地方交付税なしに自治体運営できないという現状は異常であり、本来の財政調整機能を超えて景気対策や政策誘導に用いられている現行の交付税制度を抜本的に見直すべきであるとしております。

次の大きな4番が「税源移譲に関する種々の意見とそれに対する見解」とありますが、今回改めて税源移譲の意義と必要性について、さまざまな意見、これは主に財務省よりの意見ということになりますが、それに対する見解という形で、大きく3つに分けて整理いたしました。

(1) が国の財政状況の問題であり、主として税源移譲により国債の償還が困難になるのではないかといった意見がございます。

(2) が税源の偏在と財政力格差の問題であり、主として税源移譲により地方自治体間の財政力格差がかえって広がる。特に大都市以外の地方の歳入が減少するのではないかといった意見がございます。

(3) が地方自治体の問題であり、主として歳出削減など、地方自身の努力が先ではないかといった意見がございます。

これら(1)から(3)のそれぞれの意見に対する反論の形で、税源移譲の意義とその必要性について整理してございます。

大きな5番が「真の地方自治の確立に向けて」であり、まず地域の住民が地域の行政に積極的に関与できるよう財政自主権を確立すべきこと、次に地方主権確立のためには、本音と建前、理想と現実を乗り越える勇気と知恵が必要であること、最後に地方主権の確立を自治体総体の問題としてとらえ、自治体がともに行動を起こすことが重要であり、それが地方自治体のみならず、国の財政健全化や日本の経済再生にも大きく寄与するものであるとして、この章の結びとしております。

なお、ここには概要をお示ししておりませんが、最後の「おわりに」で、3年度間にわたります東京都税制調査会の提言が、真の地方自治、地方主権の確立に寄与することを強く期待するとして締めくくってございます。

答申(案)の概要は以上でございます。よろしく願いいたします。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局からご説明いただきました答申(案)は、磯部小委員長のもとで、時間的なプレッシャーと申しますか、時間の余裕がない中で小委員会のもとでご検討いただいたものでございます。小委員会にご参加されていらっしゃいました委員の方々と、それから何よりもおまとめいただきました磯部小委員長に感謝をする次第でございます。

磯部小委員長からも、ただいまの事務局のご説明に対する補足をいただければと存じますので、よろしく願いいたします。

【磯部委員】 特に内容的に補足することはないわけですが、小委員会はどういうスタンスで作業をしたかということを一言申し上げておきますと、今、部長のご説明、滑らかに全部言われたんですが、そう滑らかに行ったわけではなくて、かなりいろんな議論を行ったりきたりしながら積み上げたわけでございます。当然といえば当然なんですけど。3カ年にわたりました都税調の締めくくりの年度でありますし、新しいことを言うというよりも、もう一回きちっとまとめて、とりわけメッセージ性の高い答申にしたいというふうに考えたわけで、そういう観点から十分なものになっているかどうか、ぜひご検討願いたいと思います。

ただし、一言、弁解ではないですが、小委員会は骨子といいましょうか、箇条書き的な文章で、内容あるいは構成については十分議論したわけでございますけれど、起草委員会ではなくて、文章化の作業は時間的な問題もあり事務局に頼らざるを得なかったもので、文章表現に関しては小委員会のメン

バーも、もちろん意見を言う機会があったのですけれど、まだご意見はおありになるかなと思いますので、その点は自由にぜひご発言を願いたいと思います。

ここから先は私個人の意見ですけれど、メッセージ性を高めるというのは結構ですけれど、事務局の作文の勢いが思ったよりもきつくて。今、概要のほうでご説明があったんですけれど、例えば本文の2ページの3の上のところの、「税源移譲はもはや議論の段階ではなく、実践の段階である」。そのとおりなんですけれど、「座して死を待つに等しい愚行」とか、18ページから19ページのあたりにかけて、地方分権改革推進会議が十分な仕事をしていないと。これは会長も参加されているのでいいのかなという気もするのですが、19ページのほうに行ったら「もはや国においては『地方分権』という看板は下ろさなければならない」とか、『地方分権』を進めようとしていた精神は、どこへ行ってしまったのだろうか」と、何かちょっとけんかを売っているような感じもしまして。

いや、内容的にはものすごくメッセージ性を高めるのはいいんですけど、文章表現が強ければメッセージ性が高まるというものでもなく、むしろ逆の関係が一般にあることも考えますと、ちょっと私個人の趣味としてはいかがかなと思う点もないわけもないのですが。そんなこともございますので、起草作業まで小委員会としては全面的に責任を持つ体制にはなり得なかったということ、エキスキューズとして申し上げておきたいと思います。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

小委員長のほうからご説明いただいた上、幾つか表現上の問題点もご指摘いただいたわけですが、それは審議の中で処理させていただくことにいたしまして、私が説明するのも何かと思いますが、この答申(案)は本年度設定されました課題に沿った章立てになっております。どちらを先にやるかという問題があるかと思いますが、最初の課題を逆にあとに持ってきて、最初に「都市再生のための税制のあり方」という章にし、その次に「自主自立の税財政制度の確立」という2つの章構成になっているということでございます。

今、小委員長からご指摘がございましたので、そういう意味ではどこから入っていただいてもかまいませんが、差しあたり「はじめに」と1章あたりを中心に、ご質問ないしはご議論をいただいて、もちろん、場合によっては2章から入っていただいてもかまいませんが、とりあえず目安といたしましては、「はじめに」と1章あたりで問題点、あるいは先ほどご指摘いただいたような文章上の表現などがございましたら。また、最後まで事務局のほうでご努力いただいておりますので。委員の皆様方のお手元に行っているものと、きょうお配りしているのと全く同じでしょうか。若干違っていたりしていますか。

【税制調査担当部長】 若干、申しわけありませんけれども、違っております。

【神野会長】 若干、事前にお配りしているものと、文章上の表現などに相違がある箇所もあるようでございますので、その点を含めまして、ご意見、ご質問をいただければと存じます。いかがでございますでしょうか。

【水城委員】 私も小委員会の1人ですが、実は先ほど磯部小委員長がおっしゃったことに全く同感でございまして、私もそのことを言おうと思って、ちょっとこれはどうかなとアンダーライ

ンを引いたら、全く全部同じでございまして。いや、別にこれがいけないとかなんとかいうんじゃないくて、このままだと、何か……。

せっかく東京都が実質的に火をつけて、かなり盛り上がってはきているんですよ。以前は税源移譲なんて、私は財政審に入っておりますが、あんなところで税源移譲って口にしただけでも、つるし上げられかねないものすごい雰囲気があったんですね。それが今は小泉改革で三位一体とかいって、堂々と税源移譲は内閣の公的な公式の文書にも出てきている。ここまで来た。私ははっきり言って少し前の状況を考えると夢のような気がしているんです。これはまさに我々東京都税調がああいう具体案を出して、それだけじゃありませんけれども、それも1つのきっかけになって、あとで申し上げますが、政府の白書にも取り上げられる。引用される。いろんなことで結構進んでいるわけです。ですから、余り被害者意識みたいに、もうこれは全然政府は遅れて夢も希望もないと。お先真っ暗だと。そんな自信を失うような、がっかりするような、そんなことでは私はないと思うんですよ。

あとでまたこのところへ来たら申し上げますが、地方分権改革推進会議の評価も書いてございしますが、これについては、私、また別の意見があるわけですが、やっぱり期待外れの点はあります。だから、批判すべき点は批判するといたしまして、以前と比べると進んでいることはたしか。しかし、これから勝負でございまして、今はちょっと滞っているのも確かでございますから、そこにハッパをかけるということも大事でございますが、ただ、先ほど小委員長がおっしゃったように、ちょっとそっこのほうの、余り進んでいないじゃないかというがっかりしたトーンが強すぎる感じが、それはいたします。ただ、余り表現を弱めたりしますとパンチが効かなくなるので、そこら辺はお任せいたします。パンチを効かせ、しかし品よく。なかなか難しいんですが、もしご検討の余地があればお考えいただくということで。だめと言っているわけじゃございませんので。ちょっとそういう感想がありましたので。

【神野会長】 あと、いかがでございましょうか。

【金子委員】 私はスケジュールが合わなくて欠席をしまして、大変申しわけございません。ですから、欠席して意見を申し上げるといのは心苦しいんですけれども、感じたことを1つ、2つお話ししたいと思います。

6ページでしょうか、「都市活力の維持・発展」という5行分の記述がありますね。このとおりだと思っておりますけれども、東京というのは大企業が集まっていますけれども、実は本当は裾野の広い中小企業がたくさんあるわけですね。私は中小企業の活性化によって裾野の広い産業構造を再生していくという視点が、東京は特に必要じゃないかなと思っているわけです。ですから、都市の活力の問題については、中小企業の活性化の問題はきちっと踏まえていただきたい。それは税制の問題であとでまたお話しできるかと思いますが、そんなふうに見て感じました。

それからもう一つ、右側の7ページですが、「財源調達手段としての税制」、これもこのとおりだと思います。ただ、これを全部読んでみますと、東京都のいわゆる銀行税についてはどういうふうにか考えるんでしょうか。そのことはちょっとここではわからないんです。せっかく財源調達手段としての東京都の考え方、1つの例が出されたわけですが、そういう問題について大都市財源の拡充

強化と安定確保を図りという、そういう問題との兼ね合いはどうかかなという感じがここではしました。ですから、課税自主権を目指す大きな試みとして私自身は考えているんだけど、都税調はそういうふうな評価をしてはいけないのかどうかということで、ちょっと感想を申し上げました。

それからもう一つ、私のこれでは8ページですが、上から10行目のところで「法定外目的税の導入なども積極的に検討されるべきである」と。このとおりですね。だけど、1つは具体的には今は総務大臣の同意というんでしょうか、これが必ず入っているはずなんですけれども、このあたりが1つ大きな隘路になってはいないのかなと。その辺についてはここで触れなくてよろしいのかなという感想は持ちました。

とりあえず、以上です。

【神野会長】 最初の点は、私も東京都という世界都市は他の世界都市と違って中小企業の生産的な機能を抱え込んだ大都市でありますので、もっともだと思いますが、具体的にはどういうふうなことを盛り込むというような今のご提案なんでしょうか。最初の第1点ですね。中小企業の活力あるという...

【金子委員】 私は中小企業の活性化によって裾野の広い産業構造を再生していくと、そういうような視点かなと考えたんですが。

【神野会長】 それは「都市活力の維持・発展」とかいうようなところに、ここでは国際ビジネスとかなんとかいうのが中心になっていますが、そこら辺に少し東京都の固有の、特に大田区とか、そういうところを1番目あたりに盛り込むというような感じでよろしいんでしょうか。

【金子委員】 そういう感じで。

【神野会長】 わかりました。

それから2番目の銀行税については、この調査会ができる前のことですが、私の理解では税収を確保するといいますか、つまり増税して税収を確保するというよりも、安定性を確保していくという視点で導入されたというふうに理解をしておりますので、そこら辺、課税自主権といっても、新しい課税ではないので、法律の許された範囲内で行使したということだろうと思いますから、書くとすれば、ちょっとこれも一応考えさせていただくということでよろしいですか。理解は私のとおりでよろしいですか。税収というか、増税をやるというよりも税収の安定性を確保するという視点から導入されたと。

【税制調査担当部長】 税収の安定確保というのが第1の目的であるわけですね。あわせて、哲学的なことを申し上げますと、課税自主権の行使というものが理念としてはあるということだと思います。そういう意味で銀行業に対する外形標準課税につきましては、きょうお配りしている資料の11ページの上から5行目に。委員の先生方に事前にお配りしたものには入っていなかったもので、そういう意味では恐縮でございますけれど、その後、別の委員さんからもご指摘もありましたので、「平成12年度より銀行業に対する外形標準課税を実施していることは、評価されるべきものである」と。

【神野会長】 僕の見ているものには入っていないんですが、あとから来たものには入っているわけですね。

【税制調査担当部長】 ええ。きょう席上にお配り申し上げております資料には入っているということでございます。

会長、すみません、新しく委員になりました方がお見えになりましたので、ここでご紹介させていただいてよろしいでしょうか。

【神野会長】 申しわけありません。最初にご紹介すべきところを、委員がお見えになっておりませんでしたので、議事を先に進めさせていただいております。

では、事務局のほうから新任の委員のご紹介をお願いできますでしょうか。

【税制調査担当部長】 それでは、新しく委員をお願いいたしました方をご紹介申し上げます。

東京都議会議員の桜井良之助特別委員でございます。

【桜井特別委員】 桜井でございます。どうぞよろしく願います。

本日は遅参いたしまして、おわび申し上げます。

【神野会長】 2番目の問題は、そういう意味ではここで意義みたいなものを入れているということになりますが、ちょっとごらんいただいて、もしもよろしければ、あるいはもう少し書き込めということであれば、ちょっと検討させていただければと思います。

【金子委員】 きょういただいたのは読んでいなかったの。前、お送りいただいたので見てましたの。すみません。

【神野会長】 3番目は何でしたっけ？ 申しわけありません。

【金子委員】 法定外目的税の導入。これは積極的ですけども、やっぱり隘路があるんじゃないかという感じがするんですが。

【神野会長】 そうですね。ただ、事前協議制に一応現在ではなっております、誠意をもって合意を求めて両者が話し合っ、決着がつかなかった場合には係争処理委員会ということで、横浜市馬券にかかる税金は、今そういう意味で係争状態になっておりますので。特に課税自主権を拡大されてから、何か新税をつくる上で、ここで指摘しておくべき問題点、事務局のほうからお感じになっていきますか。つまり、今おっしゃったような隘路があるのではないかと。

【税制調査担当部長】 直接はこの部分で触れていないんですけども、また別のところで触れさせていただいております。10ページの、下から6行目に「真の課税自主権の確立」という表題がありまして、下から2行目から3行目、「超過課税と総務大臣の同意を要する法定外税のみであるなど、その課税自主権は極めて限られたものとなっている」と、問題点はここでも指摘をしております。

【神野会長】 ありがとうございます。

私が前に分権委員会としてまとめたところでは、むしろ税率を引き上げるほうが改革に手をつけていないので、むしろそちらのほうが問題点が多いかと思うんですが、ただ、余り増税増税という話になってしまうのも何かと思いますので、具体的な書き込みはございませんが、できればこの程度にとどめさせていただいたほうがいいかなとは思っています。

あと、何か補足でございますか。よろしいですか、事務局のほうは。

【税制調査担当部長】 隘路といいますか、問題点につきまして、もう1カ所ございまして、11ペ

ージにア、イとございますけれども、今後こうすべきじゃないかと、これは12年度答申をそのまま踏襲しているものでございますけれども、イのほうに、法定外税の創設時における国の同意を要する事前協議制については、国と地方が対等・協力の関係に立つという、地方分権一括法の趣旨に鑑みまして、これをさらに見直していくべきだ、もう一歩進めるべきだと、将来の課題として問題提起をさせていただきます。

【神野会長】 これも総論的に書いているということですね。

【税制調査担当部長】 総論的です。

【神野会長】 ありがとうございます。

あと、いかがですか。

【矢部特別委員】 13ページでございますけれども、「安全・安心」というくくりのところ、このくくりがいいかどうか私もわからないんですけども、きょうのは、ア、イと2つになってしまったんですが、19日に速達でいただいたのは、ウ、エ、オ、カとあるんですね。何でなくなってしまったのか。ここだけはぜひ残していただきたいと思っていますが。

【税制調査担当部長】 これは事務局の問題だと思いますけれども、特別委員がおっしゃっておられるとおり、事前にお配りしたのものには、ウ、エ、オとございまして、固定資産税等々との減免措置につきましての言及がございました。

事務局としまして、当初入れさせていただいたわけでございますけれども、その後各方面からご意見をちょうだいする中で、いろんなご意見もいただいたということで、例えば特別区の財政状況、都区財政調整制度に与える影響、こういった観点からも直ちにいかがなものかと。あるいは表現をもうちょっと工夫すべきじゃないかと、そういったような趣旨のご意見もいただきましたし、一方ではこれでいいんじゃないか、どんどん行くべしというようなご意見もちょうだいいたしましたけれども、そういった中で税調として1つの方向性を示すのはなかなか難しかったということで、事務局としては今回は急なことでまことに申しわけないのでございますけれども、落とさせていただいたということでございます。

【矢部特別委員】 そのことはともかくとして、小委員会で作られたものが事前に配られたんだと私は認識したんですね。ですから、その中で討議がされて書かれていたものが、突然1日のうちに削除されちゃうんですから、ちょっと納得いかないとは思いますし、ぜひ載せていただきたいと思っています。

【神野会長】 これはちょっと扱いを協議させていただいて。事務局のほうとちょっと相談いたしまして、具体的にこれは列挙するところでございますので、表現ぶり、ア、イを含めて検討させていただいて、また次回にでも案をお出ししたいと存じます。

【内田副会長】 事務局が神経質になりすぎて消しちゃったのかなと僕は思うんですが、従来からの税調ではそのことを言っていたわけですから。いわゆる23区との政治的な関係だけなんです、今。だから、余り気にしなくていいんじゃないかな。ここでは言ってもね。と思いますけど。

【神野会長】 私のところにも、いただいているのは長文で出ていますので、ちょっと考慮させてい

ただ、場合によっては副会長にもご参加いただいて。

【内田副会長】 ざっくりばらんな話、財調制度というのがあって、算定したあとで余剰金が出るんですね。固定資産税のいわゆる事業用地についての減免を全国で初めて自治体として取り入れたんですが、これは都税調でそういうことをやったほうがいいんじゃないかということを書いていたわけですね。それに沿って知事が決断をしたと。

ところが、財源の分け合いが、23区が52%で東京都が48%、その財源を使っているわけですね。そうすると、52%、区のほうで影響するので、それで区長会のほうも、話はわかるんだけど財源的に非常に困るという話があって。ところが、今年はそういう財調の中でやりくりできたことだった。ところが、来年度を考えると、いわゆる税収が減っているから、これを続けるとしたら大変な問題が起こってくるという、ある意味では都と23区の政治的ないろんな課題なんです。それがあって恐らくそういう意見が、まだ今のところ継続するかどうか決めていないからここで消しておこうという話になったんじゃないかと思うんです。だけど、税調としてはきちっと、基本線としてそういう方法でやるべきだということを書いてたんだから、それはそれで余りにしないで言ったほうがいいんじゃないかと、こう言っただけです。

【神野会長】 ありがとうございます。

じゃ、これもちょっと調整させていただいて、上をもう少しスリムにしたほうがいいのかもかもしれませんので、全体、ア、イ含めて、ちょっと調整をさせて案を出させていただきますので。

申しわけありませんでした。お待たせいたしました。

【古館特別委員】 4点ほど質問させていただきたいんですが、少し長くなることを……。長くなるというのは、4点別々にしないで一括して質問させていただきますので、ちょっと長くなることをご容赦ください。

12ページの都市環境アの炭素税についてですけれども、13年度の都税調答申の際にも、私は指摘をさせていただいたんですけれども、このときの答申では、環境税、炭素税の制度創設については、その必要性について喫緊の課題だとしながらも、幅広い観点からも慎重に検討するとしておりました。そこで、この見地が変わりがないのか、まず最初にお尋ねをしておきたいと思います。

13年度のときに、この炭素税について、私は炭素税という地球環境にかかわる税の導入については、環境政策のさまざまな体系、施策の中で、税はその1つとして検討の素材に上らせてこそ、環境対策に相乗効果が生まれる、こういうふうに考えると。そして炭素税の場合でも、諸外国の実例から見ても環境税が単独で導入されてはいないし、さまざまな経済的手法を組み合わせ、その1つとして課税が検討される必要がある。さらに税をだれに求めるかという問題では、汚染の原因となる物質、商品を生産、使用している企業の責任と負担を明確にすることが、環境にかかわる分野ではとりわけ重要であるという趣旨のことを私は述べました。

昨日出されました政府税調では、この環境税について国民に広く負担を求めることになると認めた論述となっております。この答申（案）では地方税としてという形で、地方税としての炭素税ということ提起しておりますけれども、地方税なのか国税なのかという問題も含めて、私は幅広い慎重

な検討が求められていると考えますが、まずこの点についてはどのようにお考えかということをお聞かせいただきたい。これが第1点です。

第2点目は法人事業税への外形標準課税についてであります。この課税については、やはり昨日の政府税調の答申では早急に導入すべきとの答申を出しています。都税調は今後景気動向を勘案するとともに、中小企業にも配慮しつつ、全国規模の外形標準課税の導入を図るべきとしておりますが、政府税調の答申から見ると、非常に事態は切迫しているように思えます。これは言うまでもなく、給料や建物、賃貸料、それから資本金などを基準にして、所得、いわゆる儲けがあろうがなかろうが税金をかける仕組みであります。

銀行課税は、私は応能原則に基づく課税という判断のもとで、その実現に向けて努力をしていますが、この法人事業への外形標準課税は赤字の法人にも課税するというもので、現下の不況のもとで、銀行による貸しはがしなどで非常に経営が苦しい中小企業には大きな打撃だと考えます。だからこそ日本商工会議所や全国団体連合会、あるいは4団体が断固反対しておりますし、きょうの新聞報道でも、与党の中でも導入に対して反対というのがマスコミでも伝えられております。私はこの法人事業への外形標準課税には反対であります。したがって、これは削除していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

3点目ですけれども、地方税としてのカジノ税の導入の検討を答申案に盛り込まれておりますけれども、そもそもカジノが賭博行為として現在法律で禁止されております。これは青少年への影響とか、ギャンブル依存症と家庭崩壊、暴力団の介在など、ギャンブルの弊害が広く社会的弊害と認められてきたからにはほかならないと考えています。あわせて、今日なお、国民的、都民的合意は形成されていないと判断しています。まだ法律としても認められておりませんし、国民的合意がない中での提案はいかがかと、このように考えますので、このカジノ税については削除を求めますが、いかがでしょうか。

最後の4点目でありますけれども、大変ご苦労なさってつくられたことに感謝しておりますけれども、今回の都税調の答申案の全体に関連して、一言質問させていただきたいんですが、この答申案は2つの章から成っておりますが、都政の歳出にかかわる政策課題、すなわち「東京構想2000」を柱とする「都市づくりビジョン」など、都市再生が全面的に展開され、今年度答申のねらいというくくりの中でも、都市再生のための税制のあり方として、都市再生に税制を誘導するものであることを明らかにしております。しかし、都政の課題は都市再生もありますけれども、自治体として福祉をどのように向上させるかという本旨に立てば、都民の暮らしとか福祉、健康、住宅、商工業の振興など、多岐、多様な課題があります。

きょう、私どもの手元に届きました「都民生活に関する世論調査」という中で、都政で一番やってもらいたいものは何かというと、第1位が医療と衛生で、アンケートに答えた約半数の方が言っております。2番目が46.2%で高齢者。道路交通網の整備というのは6.7%で下位にあり、まちづくりの推進も5.2%ということで下位にあります。都民の何を都政に求めるか、こういうことにきちんと応える、そしてそれに対して適切な税を支出するということがあってしかるべきではないかと

思います。

私はこの答申（案）を読みながら、都税調の本旨はどこにあったかということ、改めて知事の発言によって振り返ってみました。知事は本会議場で都税調をつくることの意義について、このように述べています。これは平成12年の7月5日付の本会議場での答弁です。

『地方の時代と言われながら、中央集権にさらされて圧迫されている地方自治体にとっては、同じことでありますけれども、国は地方税源の充実確保という地方主権のかなめとなる問題を、中長期という形で先送りしてしまいまして、全く当てになりません。こうした状況の中で地方の立場から税制改革の道筋をつけるべく、東京都の独自の税制調査会を設置いたしました。これは決して東京のためだけではなく、必ず日本の他の地方自治体のためにもなると思っております。』

これがそのときの本会議場での知事の答弁でございます。私は、この観点から見ると、第2章が非常に同意するところがたくさんありました。こうして都税調発足の目的に対して、細部については私なりに同意できるところもあれば、そうでないところもありますけれども、締めくくりとしての答申ともいべきものが第2章であろうかと思っておりますが、この点についてどのような認識をお持ちか、大変長くなりましたが、4つについてご質問させていただきました。

【神野会長】 ちょっと私のほうからお答えさせていただきますと、最後の構成の問題は、委員のご趣旨のとおりで、2章に持っていったと。つまり、前にやるよりも最後で締めくくって終わったほうがいいというので、最後に持ってきているということですね。それはそういう趣旨ですので、あえて後ろのほうに持って行って、これを締めくくりで、この税制調査会の最後の答申としよう。これは初年度の答申で既に総論めいたものを言っておりますので。結局、その中身の問題を個々にやってきたというのが、この税制調査会でございますから、最後にもう一度初年度の答申を振り返ってだめを押すということで構成をしたものでございます。

趣旨はそうなのですが。つまり、後ろに持ってきて強調したつもりだったんですが、前に持ってきたほうが強調できると……。いわば「はじめに」で起をして、あと展開して、最後の結のところは後ろのほうがいいだろうということで持ってきたんですね、委員長。趣旨はそういうことでございますので。気持ちは委員と全く同じ趣旨であるということですよ。

それから第1番目の炭素税のご質問と外形標準の質問は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ここでとりたてて新たに今年度議論したというよりも、最初の答申を踏まえてということですので。炭素税も委員のご指摘がごもっともな点もあるかと思いますが、私どもとしてはいわゆる環境政策そのものという視点よりも、税制の視点から炭素税をアプローチしている。環境政策の1つとして、もちろん位置づけられるものですが、環境政策全体についてここでは議論できませんので、税制という視点から申し上げている。地方税に置くべきか国税に置くべきかというのは、さまざまところで議論があることは重々承知しておりますが、地方団体のほうとしては環境行政を担っているのは地方自治体であり、ここでは明確にはしておりませんが、仮に国税と設定されたとしても、譲与税などの配慮で環境行政を担うところに置くべきだろうということ、初年度のところで一応の合意をいただいたところでございますので、そう書かせていただいているところです。

外形標準についても初年度のところで書いたところをごさいますて、そういう意味では進めていないので、税調のほうがもう緊急にと言っているのに、こちらはむしろやや弱めに言っているかなということになりかねないような表現になっておりますが、ここも初年度答申をいわば確認したところをごさいます。

ただ、後の変化から見ますと、私は税制調査会のほうにも入っておりますが、アンケートを取ったのは5回か6回の税制調査会だと思いますが、5回か6回、全国を回って、5、6カ所でアンケート調査を取った結果、アンケートの取り方がやや問題があると私は思っていたんです。というのは、外形標準化をするということは応益的に負担をしてもらうということが目的で、赤字法人に負担をってもらうということが目的ではないのですけれども、赤字法人に負担をってもらうということを強く言っているようなアンケートの取り方なんですね。ちょっとお手元があれば、事務局、出していただきたいんですが、それでも圧倒的というぐらい多くの国民が外形標準を支持している。ありませんかね。60%か70%は多分支持していると。税調から回ってきていますね、都のほうにも。もしもあれでしたら詳しく申し上げますけれども、支持がごさいますので、最初に私どもが主張したことも、そう大きな外れには、国民の意思から外れているわけではないのではないかと思います。

3番目のカジノ税ですが、これは今日お見えになっていませんが、紺谷先生などはむしろ積極的に評価すべきだという議論がごさいますて、ここでも皆様のご議論を伺えればと思いますけれど、この書き方としてはカジノのことについてはニュートラルな書き方にしているつもりでございますて、税の面から……。14ページあたりを読んでいただければわかりますが、カジノそのものについては価値中立的というか、中立的に書いていて。ただ、私どもは税を検討しているところですので。前は税金は「パチンコ税」という表現にしておいたっけ。あのときは。

【税制調査担当部長】 娯楽施設利用税です。

【神野会長】 一部の娯楽施設に課税を提案したのと、やや趣旨は同じような感じで書いてごさいますので。娯楽施設利用税というのは、地方税としては一番好ましいんですね。というのは、地方税というのは本来間接税で生産段階から消費段階までありますけれども、消費段階が普通小売の取引をしたところであって、例えば私であれば秋葉原で電器製品を買っても、その電器製品を使用するのはさいたま市で使用していますので、消費税ですと、秋葉原というか、東京に払うことになってしまうんですが、できればその消費をしているところで課税したほうがいい。それは消費行為税というふうに呼んでいますが、消費行為にかかる税金が一番いいと言われておさいますて、この場合だと娯楽施設で娯楽をしている瞬間に課税するというのが、税金の形態としては最も好ましいと。したがって、カジノの開設その他を考えるのであれば導入するというのを価値中立的に書いておさいますので、またカジノ論議は別途あるかもしれませんが、当面書き方としては中立的に書いておさいますという理解でよろしいですよ。ということですので、またちょっとそこは。

【古館特別委員】 意見はまた改めて述べさせていただきますけれど、最後の4つ目の質問のところ、大変ご努力されてつくられたんですけど、第2章を大きなくくりとして、第1章の1、2というのは私は要らないと思っています。これは税制の世界というよりも歳出の世界の話を。しかも、「都

市構想2000」とか都市再生のまちづくりビジョンとかいうのは、むしろすこぶる政治的な課題というか、そういう部分でありますから、そこは要らないし、そのあとの課題については、相当部分、私自身は意見がありますけれども、つまり第2章をもっと強調していただく。地方が何を今一番望んでいるかといえば、もちろん自主財源もありますけれども、根本的には三位一体での税源移譲というのが、すこぶる地方自治体が切望している根幹の課題だと私は思っておりますので、そのところをいかに強調できるかということで、私なりに質問させていただきました。ですから、そのことを申し添えさせていただいて、私1人だけ長くやって申しわけありませんので、終わりにさせていただきます。

【神野会長】 確かに委員がおっしゃるように、1章の最初のところが歳出に触れているわけですが、委員も最初におっしゃいましたように、炭素税というのも環境政策という一環として位置づけられなければならない。この場合、都市再生のための税制といいますと、都市再生のあり方、その他もどうしても前提にせざるを得ないので、そのところは磯部委員長もご努力いただいているような、東京都のプランを含めながら、我々なりに咀嚼して、最初のところはコンパクトに、そこを前提にして議論をさせていただいたところをごさいます、ここそのものは特に強調するというよりも、税制を考える上で税制のサイドから都市再生の問題にやや前提としておくものとして触れさせていただいているところをごさいますので、ちょっとご理解いただければと思います。

特になければ……。

【金子委員】 もう一言いいですか。

【神野会長】 どうぞ。

【金子委員】 私は税理士として参加させていただいているので。税理士というのは東京の中小企業を相手に仕事をしているという、そういう立場から申し上げたいんですが、実は9ページの法人事業税への外形標準課税の導入で、確かに中小企業にも配慮しつつということで、中小企業への配慮を、ここでももちろん見落としてはいけないわけですね。ただ、中小企業への配慮というのが、例えばこの間の総務省案で、資本金が1,000万円未満の小規模法人に対しては上限を4万8,000円とすると。たしか、そうでしたね。そういう課税の仕組みだというふうにすると、これは大変問題だというふうに私どもは考えております。

というのは、東京税理士会が3,000社ちょっと、それ以上ですけれども、実態調査をしました。そうしましたら赤字法人の場合はもちろん大きな増税になるわけですが、黒字法人でも相当の増税に現実に中小企業はなります。そのことを考えると、1,000万円未満の小規模法人の上限特例措置が4万8,000円だというのは、実際には何の中小企業に対する配慮にも事実上はならないという結果が出たんですね。私自身の関与先でもやってみました。中小企業です。そうしたら、現在、836万円の事業税を払っているところが幾らになるかということ、このとおりやりますと、総務省案では3,696万になるんですね。だから、大変な問題が起きてくる。ですから、あれではやっぱり中小企業にも配慮したということにはなっていないなと、実態としてデータから感じているんですね。ですから、この辺のところはどうしても強調していただきたい。そうでないと、冒頭お話しした、東京

は非常に中小企業が多いんだと。それを裾野として都市も再生するし日本経済も活性化すると、こういう観点からはやはり大きな問題になってきますね、それはちょっと困りますねと、こういうお話でございまして、よろしく申し上げます。

【神野会長】 税調のアンケートでも、中小企業に配慮しつつ導入に賛成するというのが一番大きかったと思いますので。ただ、ここはちょっと案が具体的にあるわけではないので、書き方はちょっと工夫させていただきますが、つまり、中小企業に配慮するようにという趣旨が入る、あるいは強調するというような.....。

【金子委員】 多分、総務省案のようなものが中小企業への配慮だとするならば、それはちょっとこの表現としては配慮とは言えない、もっと大きな配慮が必要なんです。そうでないと.....。

【神野会長】 税調その他の議論でも、まだきちっとそこら辺出ているわけではないので、一般的な書き方にさせていただければと。書きぶりは調整させていただきますが。

【金子委員】 そうですね。もうちょっと何とかしていただければ。

【水城委員】 先ほど、申し上げなかったんですが、追加して申し上げます。11ページのところで、銀行課税のところ。先ほど、会長がおっしゃったように、これは都税調発足前の出来事で、我々は答申したわけでもないし、責任がないんですが、11ページの頭のほうで銀行課税を評価しているんですね。「評価されるべきものである」と、こういう具合に書いてあるわけですが、ここら辺が、条例を成立させた都議会の方とはともかく、ほかの委員はいろいろな意見があると思うんですね。

おまえはどうかというと、私はテレビでも全国に放送しちゃったんですが、地方自治体が国を頼りで何もしない中で、石原知事はまさにこれは課税自主権の発揮、上に書いてある「歳入の自治」という観点から大変な快挙であると言わんばかりの、その姿勢は非常に評価いたします。ただし、なぜ銀行だけにかけるんだと、この辺になると、いろいろこれは問題がありますねと。裁判になるかもしれませんねというようなことは申し上げましたが、やっぱり裁判になったわけでございまして、したがって私は姿勢は評価するんですが、全面的な評価で、すべてほめ讃えるつもりもないので、こうやって書かれちゃうと、ちょっと了承というわけにはいかない。

そこで、修正案として2つ持っております。

1つは「外形課税を実施していることは」でなくて、「姿勢は評価されるべきものである」ということでしたら、私も了解いたします。ただ、そうした場合、じゃ、姿勢だけ評価して中身は評価しないのかということにもなりかねませんで、別の意見もあるいはあるかなと。そうすると、また別の案として、このところは超過課税の実施、それから外形課税を実施していると。評価されるべきものとか、評価は抜かして事実を淡々と書くと。その上に「歳入の自治」を確立することが重要であると。こうした中でこういうことをやっている。で、今後とも。こういう具合に書けば.....。都税調が、銀行課税で戦っている最中ですから、足を引っぱるわけにはいきませんから。といって評価の点というのは重大な点でございまして、そこら辺は削除して、淡々とここは、「超過課税をやっているし、銀行に対する外形課税を実施しているところである。今後とも」ということでつないでおく書き方もあるのかなと、こんなふうを考えております。あとは処理はお任せいたします。

【神野会長】 そうすると、評価する対象を限定して。今のご趣旨ですと、課税自主権の行使としては評価できるけれども、行使の内容は問題があるかもしれないというお話ですので、真の課税自主権の確立、ここは課税自主権の話で書いているところなので、ちょっと事務局と調整しますが、課税自主権の行使の試みとしてはとか、評価されるべきとかいう書き方にするか、ちょっとそこを調整させていただければと思います。

【水城委員】 すんなりと。余りごちゃごちゃ書くと、またややこしいので、お任せいたします。

【神野会長】 そうしますと、時間も大分たっておりますので、2章のほうを含めていかがでございますか。

先ほど、小委員長からご指摘の点ですが、「はじめに」の2のところは、「もはや議案の段階ではなく、実践の段階」だというのが、ちょっと言い過ぎだとすれば、これは私の関与いたしました地方分権推進委員会の勧告に基づいて計画ができ、そのあと地方分権一括法が国会で成立したときに、税源移譲については付帯決議がついておりますので、淡々と事実を述べて。国会の付帯決議というのは、これは重く受けとめなければならないはずですので、国民の意思のあらわれだというふうに見ていいかと思います。そういうことは淡々と書いても、委員長、別に問題はありませんね。

【磯部委員】 はい。

【神野会長】 その事実でもって勝負をすると。あと、愚行かどうかというのは、ちょっと表現は考えさせていただきますが、ただ、私などは税源移譲を最後まで入れると言って、ほとんど徹夜で監禁されましたので、それから言うともまだ甘いといううらみつらみが残りますが。

もう1カ所、18ページのあたりは、これは諸井委員長の言葉を全部引いているところだと思います。そうですね、これは、諸井委員長が看板をつかえろと。こんなの分権会議じゃないんだ、集権会議だとおっしゃって。地方分権推進委員会がせっかく築いたベースキャンプが知らないうちに崩されているのではないかと。分権委員会は税源移譲は書けなくて一般財源で裏打ちをしろと。そこで最終報告として次の課題は税源移譲だと言っているにもかかわらず、税源移譲も書かず、一般財源も書けていないわけですね。直ちに行われた財務大臣の記者会見では、私はスウェーデンに行っていたので聞いておりませんが、5,000億切ったあとについては、それはもう全部見ないということをおっしゃっているようでございますので、そう甘くはないような気がいたしますから。

特に東京都は交付税をもらっていない不交付団体ですので、補助金を切られて、しかもこれは義務的な補助金ですし、切られた上に税源移譲なしであれば、これは完全に5,000億切ったなりということになりますので、私としては強く声を出していただければと思いますが。書きぶりについては品位を落とさないようにまとめさせていただくということによろしいでしょうか。

【水城委員】 私も神野先生に負けない税源移譲論者で、敵地の財政制度審議会なんかでガンガン言って、嫌われ者になっておりますが、負けずにやっております。しかし、そういう同じ税源移譲論者でも、いろいろ具体的になると、ちょっと温度差みたいなのが出てまいりまして。私はこういう認識をしているんですね。要するに、税源移譲を含む三位一体、これは小泉改革の方針として来年6月に結論を出すことになって、まだ何かフワッとして結論は出ていないわけですね。その中で義務

教育の関係とか、そういう国庫支出金だけが、そこだけが飛び出して、先行して、まずできることからやろうということでスタートして結論を迫られたわけです。

しかし、その中で税源移譲と国庫支出金、あるいは交付税との関係とか、何ら議論が整理されていませんので、そこで税源移譲まで - - それは私自身もぜひ踏み込んでほしいと期待もしていたんですが、ああ、やっぱりそういうスケジュールの中でまだ議論していないじゃないかということで、出なかったのかなど。これもやっぱり小泉改革の全体の中でそういう力学があって、税源移譲をできるだけ先送りしようという、そういう戦略なのかもしれませんが、しかし、その税源移譲そのものをいろいろ関連づけて全体の議論が行われていないので、なかなかそこへ行きにくかったのかなというふうにも私は見ているわけです。これはジャーナリストとしてそういう具合に見ている。私の思いは神野先生と余り変わらないんですが、実際問題にはそういう厳しい側面がある。それで財源については関係者に委ねるということで、さじを投げてしまったわけであります。

ですから、どんどん次々と骨抜きにされているとかいうことではなくて、いわば今は産みの苦しみの非常に厳しいところにいるのかなど、そういう感じがいたしますから、ちょっとこの書きぶりについても、先ほど磯部小委員長と同じだと申しましたが、そういう思いは確かにあります。とって、私の意見は、これをガラガラ表現を弱めてしまうと、何を言っているのかわからなくなりますから、可能ならば、3回目の言葉ですが、パンチを効かせ、しかし上品に直せるところは直すと、そんな思いでございます。

以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

先ほどのお話のように、三位一体というのは、多分補助金を改革し、交付税と税制と三位一体ということですね。それで分権改革会議のほうでは、まず事務事業の見直しをした上でそれに手をつけるはずであったのが、義務教育国庫負担金5,000億というような三位一体の1つを手をつけたわけですね。手をつけたら、当然、三位一体なんですから、ほかの改革をやらないで、そこだけやるといったら、これは三位一体の1つに手をつけながら、あとの2つには全く言及しないというのは、私にとってはとても納得できない。しかも、地方自治体に、これまで私は自分の思想をこういう形で……。いろいろ苦勞するわけですね、地方自治体のほうは。交付税が来なくなるころもあれば。それにもかからわず苦勞してもらっているのに、これは納得できないということで意見書も出させていただいておりますので。

あと、委員の皆様方にお任せいたしますが、表現ぶりはちょっと品位を持たせるようにいたしますけれども、趣旨としては、1つを手をつけたのであれば……。事務事業だけやるというんだったら、これはかまいません。しかし、事務事業だけやると言いながら、負担金に手をつけているわけですね。手をつけたらば、当然それについては額も大きいので、三位一体で方向性を示す。どの税金でやれと言っているわけじゃないので、方向性を示すということだけは盛り込まないと、これまでの経験から言うと、結局削られちゃうわけだと思っんですね。

【古館特別委員】 私は神野先生の意見に賛成なんですね。というのは、小泉総理自身も三位一体と

いうことを言っていたわけですね。それが何カ月もしないうちに、押したり引いたりというか、何か押し戻されちゃって、先ほど言われましたように教育費の問題でも削ってくる。だから、肝心かなめの地方分権と言いながら税源移譲はされないという、このところに都税調の発足の意義があったはずなんです。自民党の松本前幹事長の……。先ほど、私が紹介した知事の答弁というのは、松本前幹事長の質問に答えて、国のほうの税源移譲を強力にしなければいけないということも含めて、そのことが地方自治体全体の思いだということ。それは今回の全国地方自治体の長が、すべからく緊急要望ということで意見書も上げて、税源移譲を三位一体でやるべきだということを強く求めているわけですね。ですから、やっぱりそのリーダーとしての東京都として、そのことはきちっと都税調の中でも明記してもらいたいと、このように思っています。品位の問題というのは、私はそれは事務局のほうにお任せしたいと思えますけれども、そこはきちんとしてほしいなと思っております。

【桜井特別委員】 初めての税調ですけれども、今後の議論のためにももう少し問題を整理したほうがよろしいんじゃないかなと思います。

私は自主自立の税財政制度の確立という問題を考えたときに、税源移譲というのはあくまで国と地方の間の、いわゆる縦の関係で税金をどうするかということなんです。もう一つ、交付税の問題なんかは、これは大変地方自治体にとっては大きな問題でありまして、この縦の議論だけで東京都をやると、東京都のひとり勝ちだ、東京都だけが得するという議論になるんですが、地方自治体同士の横の議論をどうしていくかということ、やはり都税調としては考える必要がある。自主自立の税財政制度を確立するという土俵になれば、ほかの自治体も乗っかってこれるんじゃないかと思うんです。その辺が、自主自立の税財政制度の確立と言いながら税源移譲だけ取り上げますと、結局は縦の議論だけであって、現在ある税制の中で地方にどれだけもらうか、何対何にするかという議論だけで終わると、なかなか先が見えないんですね。

だから、自主自立の税源制度というのはどういうものがあるか、そのために交付税をどういうふうにいじっていくのかというような、東京都独自の他の自治体に対する呼びかけの論調も、しっかりこれからは議論していかなければならないんじゃないかなと思います。

それから今おっしゃった現在国で行われている税財政改革については、私は表現の問題は別にして、神野先生がおっしゃることには賛成でありまして、しっかりやらなければならないと思っております。片山試案を見ましても、それなりに数字をあらわして税源移譲の話をしているんですが、肝心の交付税については何も触れないと。総務省が交付税の問題に触れますと、自分たちの存在にも影響してくるものでありますから、そこは触れないでいると。こういうところにやはりそれぞれの省庁の事情があって、なかなか議論が進まないんじゃないかなと判断していますので、言うべきことはきちっと言っていったほうがいいんじゃないかなと思います。

【神野会長】 交付税の問題には、ややしつこくなるぐらい東京ひとり勝ちにならないように配慮するというのをこの答申では言って、東京都だけの利益ということよりも、分権を進めて、できるだけ地方ごとに自由に使える財源をつくって、それぞれ地方自治体が地域のニーズに合った公共サービスをちゃんと出せるように、そのことが結局生活の安定につながる、不況も脱出できるという趣旨

は書いております。

【桜井特別委員】 申しわけないんですけど、この交付税については、友達に地方の知事をやっている人なんかもいるんですが、交付税頼りという姿勢が非常に強いんですね。だから、このままいっちゃうと、自治体の仕事そのものが、今の交付税会計が破綻しちゃうと、自治体そのものの存続になりますから、むしろ東京都は交付税を見直そうじゃないかということをもっと強くほかの自治体に呼びかけていじっていかないと、ただ縦の議論だけで税制度を論ずると、本当の意味の地方財政制度はできないと思っておりますので、意見として。

【内田副会長】 桜井委員も含めて、いろいろ意見があるようですけど、ここの都税調で今までそれぞれの先生方からいろんな意見があつて。まず都税調の役割、意義というのは、ほかの自治体でいろんなことを言っていたけど、きちっと都税調として税源移譲を50、50でと、こういうことで、ここで明記したというのは大きな特徴だと思っているんですね。そういう基本を踏まえながらこの税調をやっていきましょうよ。それが達せられないときは、何回でもこのことに対してはきちっと言っていこうよと、こういう形で実はやってきたはずですよ。

ですから、私はこの中の主文というのは、やっぱり税源移譲をきちっと。一時は50、50という審議会の意見も出たわけですから、それをきちっと守ってほしいと、こういう形で主文はつくっていったほうがいいんじゃないかと思っているし、それから余り言われていないんですけど、課税自主権の話になると、起債制限の撤廃というのをきちっと言っていたほうがいいんじゃないかと。この2点だけは盛り込んだ形の答申にしていったほうがいいんじゃないかと思えます。

【神野会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、時間も大分過ぎておりますので、一応品位があるような書きぶりに事務局として調整しますが、姿勢としては、これは今回改めてというよりも、最初に私ども税調が問題提起をしたことが、徐々に世の中でも受け入れられてきたせっかくの機運を崩さない、むしろ推進するという方向で書かさせていただくということで、表現ぶりはちょっと修正させていただきますけれども、ご了承いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「結構です」との声あり)

【水城委員】 それは結構ですが、1つ、時間もありませんので、簡単に言いますが、19ページから20ページにかけて去年の経済財政白書を説明してあります。これはまさに我々の都税調の答申を1つのモデルにして、重要な参考にして書かれたもので、大変1つの大きな成果だったと思うんですが、ただ、中身は都税調と余り変わらないんですが、1つ違っている点は、このシミュレーションをやるに当たっては、地方の普通建設事業費を1割まず削減する、カットする、それを前提に税源移譲をやるんだということが書かれていまして、ここに留意する必要があると思えます。

これは参考資料の一覧表にきちっと書かれていることですが、本文20ページの初めから3行目、「ほぼ同様の結果となっている」というあとに、「なお」とか「ただし」とかいうことで、こういう留保があるということを紹介しておく必要があるんじゃないかということです。これは今後の税源移譲なんか実際にやる場合の1つの大きな問題点でございまして、単なる帳簿の付けかえでなくて、地

方も血を出すんだということも、1つのこれからいろんな論点になってくると思います。

以上でございます。

【神野会長】 確かに、ご指摘のシミュレーションは、ちょっと切り方が一律に切っておりますので、あれで政策的な意味づけをされると、やや問題がありますので、その辺ちょっと書きぶりで修正させていただきます。

それでは、私の不手際で予定の時間を大変オーバーしてしまいまして、申しわけありません。委員の皆様から本当に貴重なご意見をいただきましたし、また忌憚のないご意見をお出しいただいたことに感謝いたします。ご指摘の点は私と事務局とで打ち合わせをいたしまして、早急に最終案を作成して、事務局から皆様のほうにできるだけ早い機会にお目通しいただいて、またご意見を事前にいただけるようにしたいと思いますので、そのような手順で進めさせていただければと思います。

それでは、次回の日程について確認しておきたいと思いますので、事務局からお願いいたします。

【税制調査担当部長】 次回の日程でございますけれど、来週11月25日、月曜日の午前10時30分から開会をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

1つだけ申し上げますと、本日、会議の冒頭に会長からございましたが、次回答申案につきまして、全体としてご了承いただいた場合には知事に手交をさせていただくというふうなご説明をさせていただいたかと存じますけれども、11月25日、月曜日、石原都知事が、すみません、海外出張中ということでございまして、その場合には知事にかわりまして、まことに申しわけございませんけれども、福永副知事に手交いただくということになりますので、あらかじめよろしくお願いしたいと思います。

【神野会長】 手交と言ったわけではなくて、ご提出させていただくというふうに申し上げました。申しわけありません。

それは、これにて本年度2回目の東京都の税制調査会を閉会させていただきます。

本日は皆様方、お忙しいところ、本当にありがとうございました。また、特別委員の方々には遅くまで本当にありがとうございました。